

# 群馬県適正化通信 NO.118(平成30年6月号)

事業主等が運転者とした場合も、「改善基準告示」の適用となりました。

国交省では平成30年3月30日改正の「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」から、事業主等が運転者とした場合、今まで対象外とされてきた「過労」や「健康診断の実施」に対し以下のとおり対象となりました。(\_\_\_\_\_部分が追加。)

今回の改正に伴い、事業者の皆様には更なる事故防止に向け、確実な過労防止及び健康状態の把握の徹底をお願いします。

## 第3条 過労運転の防止 1. ~ 2. (略)

### 3. 第4項関係

- (1) 事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。）が運転する場合には、当該者も含む。）の勤務時間及び乗務時間を定める時の具体的基準は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。）のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」（平成元年3月1日付け基発第92号。以下「特例通達」という。）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年3月1日付け基発第93号）とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、  
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結を行っている場合にあっては、当該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとする。

### 5. 第6項関係

- (1) 「健康状態の把握」とは、乗務員（事業主等が乗務する場合には、当該者を含む。）が受診する労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項に定める健康診断及び同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断を行うこと並びに同条第5項ただし書きの場合において乗務員が受診する健康診断の受診結果を提出させることをいう。

裏面に「改善基準告示」の内容を記載してありますので確認をお願いします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821